

虐待防止・身体拘束防止に関する指針

合同会社ラウト

【虐待防止に関する基本的考え方】

本法人は、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な対応を一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見・早期対応・再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、障害者福祉の増進に努めるものとする。

1) 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

イ 性的虐待

利用者に対してわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

ウ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

オ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

【身体拘束防止に関する基本的考え方】

身体拘束は、利用者の生活・活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。但し、以下に記載した緊急・やむを得ない場合を除く。

1) 緊急・やむを得ない場合の三原則

身体拘束を行う場合は、下記の要件をすべて満たすことが必要。

ア 切迫性 : 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

イ 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替性がないこと

ウ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2) 法人において緊急・やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性のある項目

- ア 自傷・他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合
- イ 野外活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- ウ 屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等

【虐待・身体拘束防止委員会と組織について】

虐待・身体拘束の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待・身体拘束防止委員会を設置する。又、虐待・身体拘束防止に関する責任者等を定め、必要な措置を講じる。

1) 委員会の構成

- ア 委員長（統括管理・責任者）…管理者・代表者
- イ 副委員長（委員長補佐・家族・関係機関との連絡）…サービス管理責任者
- ウ 委員（状況確認・現場対応）…生活支援員・職業指導員

2) 委員会の開催

委員会は年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。緊急時は委員が委員会を招集する。

3) 委員会で審議する内容

- ア 事業所内における虐待防止・身体拘束に向けての現状把握、改善に関すること
- イ 虐待防止・身体拘束の指針の整備に関すること
- ウ 虐待防止・身体拘束の為の職員の研修に関すること
- エ 虐待等について職員が相談・報告できる体制の整備のこと
- オ 発生した場合、発生原因の分析・再発防止策とその評価、連絡・報告の手順のこと

【職員研修・ミーティングについて】

職員に対する虐待防止・身体拘束防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待等の防止の徹底を図る内容とする。又、定期的に法人内で虐待防止・身体拘束防止のためのミーティングを行い、防止に努める。

1) 研修の実施（年1回以上）

- ア 定期的な教育・研修の実施と新任者に対する研修の実施
- イ その他必要な教育・研修の実施

2) ミーティングの実施（概ね月1回）

- ア ZOOMを用いて、法人全体で実施
- イ 必要と認められた場合は臨時で実施

【虐待・身体拘束が発生した場合について】

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに対応し、情報をまとめ記録し、手順に従って報告するものとする。

1) 対応方法について

- ア 虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- イ 緊急性が高い場合には、市及び警察の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

2) 記録について

- ア 虐待・身体拘束に関する記録…「虐待・身体拘束に関する記録と報告シート」に記録
- イ 身体拘束に関する事前説明と経過観察の記録…「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に記録

3) 報告について

- ア 虐待・身体拘束事案は、裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や管理者への報告を行う。
- イ 虐待・身体拘束事案を発見した職員は、管理者及び市に第一報として報告を行うとともに、管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待等の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝えることとする。
- ウ 管理者は、虐待・身体拘束防止委員会で論議した虐待等の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市に報告する。

【成年後見制度の利用支援について】

家族がない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

【虐待・身体拘束に係る苦情解決方法について】

虐待・身体拘束に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

【利用者に対する当該方針の閲覧について】

本指針は利用者及び利用者家族の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに掲示し、いつでも閲覧できるようにする。

(附則)

令和4年3月1日より施行する。